

茨城県漁港管理条例（昭和34年条例第24号）新旧対照表

改正案	現行
<p>○茨城県漁港管理条例</p> <p style="text-align: right;">昭和34年4月16日 茨城県条例第24号</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、<u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u>（昭和25年法律第137号。以下「法」という。）の規定に基づき、県が管理する漁港（以下「漁港」という。）の維持管理について、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>略</p> <p>（土砂採取料等）</p> <p>第14条の2 漁港の区域内の水域（県以外の者がその権原に基づき管理する土地に係る水域を除く。）及び公共空地について法第39条第1項の規定による<u>採取若しくは</u>占用の許可を受けた者<u>又は法第43条第4項に規定する認定計画実施者（法第44条第1項に規定する認定計画において法第42条第2項第2号及び第3号に掲げる事項（水面又は土地の占有に係るものに限る。）又は法第50条第1項各号に掲げる事項を定めた者に限る。）</u>（以下「採取者等」という。）からは、別表第2に掲げる土砂採取料又は占用料（以下「土砂採取料等」という。）を徴収する。ただし、<u>法第39条第4項</u>に規定する者については、この限りでな</p>	<p>○茨城県漁港管理条例</p> <p style="text-align: right;">昭和34年4月16日 茨城県条例第24号</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、<u>漁港漁場整備法</u>（昭和25年法律第137号。以下「法」という。）の規定に基づき、県が管理する漁港（以下「漁港」という。）の維持管理について、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>略</p> <p>（土砂採取料等）</p> <p>第14条の2 漁港の区域内の水域（県以外の者がその権原に基づき管理する土地に係る水域を除く。）及び公共空地について法第39条第1項の規定による<u>採取又は</u> 占用の許可を受けた者_____</p> <p>_____（以下「採取者等」という。）からは、別表第2に掲げる土砂採取料又は占用料（以下「土砂採取料等」という。）を徴収する。ただし、<u>同条第4項</u>に規定する者については、この限りでな</p>

い。

2 採取者等は、知事の指定する日までに、土砂採取料等を納付しなければならない。ただし、知事の承認を受けたときは、この限りでない。

3 前条第3項及び第4項の規定は、土砂採取料等の納付について準用する。

い。

2 採取者等は、知事の指定する日までに、土砂採取料等を納付しなければならない。ただし、知事の承認を受けたときは、この限りでない。

3 前条第3項及び第4項の規定は、土砂採取料等の納付について準用する。